公的年金 ~詳論~3.

国民年金法 第27条の4(調整期間における改定率の改定の特例)

- 1. <mark>調整期間における改定率の改定については、前二条の規定にかかわらず、名目手取り 賃金変動率に第一号及び第二号に掲げる率を乗じて得た率を基準とする。ただし、当該 基準による改定により当該年度の改定率が当該年度の前年度の改定率を下回ることと なるときは、一を基準とする。</mark>
 - 一 当該年度の初日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年度における公的年金の被保険者(この法律又は厚生年金保険法の被保険者をいう。)の総数として政令で定めるところにより算定した数(以下「公的年金被保険者総数」という。)に対する当該年度の前々年度における公的年金被保険者総数の比率の三乗根となる率
 - 二 〇・九九七2
- 2. 次の各号に掲げる場合の調整期間における改定率の改定については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。
 - 一 名目手取り賃金変動率が一以上となり、かつ、前項第一号に掲げる率に同項第二号 に掲げる率を乗じて得た率(以下「調整率」という。)が一を上回るとき 名目手 取り賃金変動率
 - 二 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となるとき 名目手取り賃金変動率
 - 三 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るとき(次号に掲げる場合を除く。) 物価変動率
 - 四 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が一を上回るとき 一
- 3. 前二項の規定による改定率の改定の措置は、政令で定める。

概論:いわゆる"マクロ経済スライド"による新規裁定者の改定率の改定

- 1. 調整期間における改定率の改定については、名目手取り賃金変動率×調整率 (一×二) によって得た率を基準とする。ただし、前年度の改定率を下回らない。 改定率=前年度の改定率×名目手取り賃金変動率×調整率
 - 一 $| (\alpha 2)$ 年度における公的年金被保険者総数÷ $(\alpha 5)$ 年度における公的年金被保



険者総数の三乗根となる率 {POWER((α-2)/(α-5),1/3)}

- 二 0.997
- 2. 改定率の改定の基準は次のとおりとする。(原則として、名目手取り賃金変動率×調整率を基準としたうえで、次の場合の取扱を示している。)

要件	改定率の基準	改定率
原則	名目手取り賃金変動率 ×調整率	前年度の改定率×名目 手取り賃金変動率×調 整率
1≦名目手取り賃金変動率、且つ、 1<調整率	名目手取り賃金変動率	前年度の改定率×名目 手取り賃金変動率
物価変動率≦名目手取り賃金変動率<1	名目手取り賃金変動率	前年度の改定率×名目 手取り賃金変動率
名目手取り賃金変動率<物価変動率≦1	物価変動率	前年度の改定率×物価 変動率
名目手取り賃金変動率<1<物価変動率	1	前年度の改定率×1

3. 改定率の改定措置は政令(国民年金法による改定率の改定に関する政令)で定める。

注釈

- ¹ 調整期間とは、国民年金事業の財政が、財政均衡期間(おおむね 100 年間)の終了時に 給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金(年金特別会計の国民年金 勘定の積立金をいう。)を保有しつつ、当該財政均衡期間にわたってその均衡を保つこと ができないと見込まれる場合に、政令で定める、年金たる給付(付加年金を除く。)の額 を調整する期間をいう。(第 16 条の 2)
- 2 平均余命の伸び率を意味している。

